

14・5世紀ツンフト制度の変容について：ケルン 綿・絹工業を中心として

田北，廣道

<https://doi.org/10.15017/4474799>

出版情報：経済学研究. 44 (2/3), pp.95-119, 1979-04-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



14・5世紀ツンフト制度の変容について

——ケルン綿・絹工業を中心として——

田 北 廣 道

目 次

はじめに

第1章 学説史的検討と問題の所在

第2章 ツンフト規約の性格規定をめぐって

第3章 バルヘント・絹織布工ツンフトの変容過程
結びにかえて

は じ め に

西欧中世都市において、手工業生産力展開の担い手としてその経済発展の中心的原動力となっていたのが、周知のように、手工業者が職種別に結成した共同体ツンフト *Zunft, craft guild* であるが、それはまた、14世紀以降、所謂《ツンフト闘争》に象徴されるように、都市の法制的諸問題にも積極的に関与していくことになる。

ところで、この《ツンフト闘争》に彩られた中世後期の都市の社会経済については、次のような見解が定説とされてきた。すなわち、《ツンフト闘争》を契機としてツンフトによる市政掌握が実現され、そこに成立した手工業者支配体制の下では、対内的平等・対外的独占というツンフト原理に端的に表現されるような、彼等封建的小生産者の利害を反映した諸政策が徹底した形で展開された¹⁾、というのである。

1) こうした見解を代表するものとして、故伊藤栄教授の以下の諸研究を参照されたい。「ドイツ都市工業の展開——ケルンを中心に——」政経論叢、12-1, 1963。「12—16世紀におけるドイツの

しかしながら、近年再びこの問題が関心を集めているドイツ学界では、法制上の変化だけに着目して上記のような説を展開してきた、言わば古典的ツンフト闘争論は根本的に再検討され、手工業者支配体制の成立自体が否定されるに至っている²⁾。筆者は、先に発表した論文では、そのような学界動向に鑑みながら、しかも、そこでも比較的等閑に付されてきた、《ツンフト闘争》の基礎に横たわる経済的諸問題に検討を加えることで、これまで《ツンフト闘争》が最も成功裡に終わった都市の一つに数えられてきたケルンにおいても、この時期の都市の社会・経済を、ツンフト=封建的小生産者利害の貫徹という前提で捉えることが不可能なことを確認しておいた³⁾。

このように、定説が立脚してきた基礎自体の動揺が明らかにされたいま、本稿ではさらに論を一步進めて、定説によっては、この期についても依然として狭隘な封建的小生産者の利害だけを代表するとされてきたツンフト制度を問

ツンフト制度について——ケルンを中心に——」政経論叢、13-1・3, 1964・5。

2) 《ツンフト闘争》の問題をめぐる最近のドイツ学界の動向とそれを代表する諸研究とについては、各々拙稿「中世後期のケルン財政構造と『ツンフト闘争』——ケルン都市会計簿の分析を中心に——」社会経済史学、43-5, 1977, 19-21頁, 21頁の註4), を参照されたい。

3) 拙稿「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程——『ツンフト闘争』期の諸利害」九大経済論究、39, 1977, および前掲拙稿、を参照。

題としたい。この問題について、筆者は、以前ケルン羊毛工業に素材を求めながら《ツンフト闘争》に表現される経済諸利害の対立を考察した折に、若干触れたことがある。すなわち、14世紀末まで羊毛工業の順調な発展を担ってきた織布工ツンフトにおいては、この時期に既に広汎な親方層の分解が進行しており、その結果ツンフト利害の代表者となったのは、賃機制などを通じて他成員に間屋制的支配を繰り広げる織布工＝問屋主であったのである⁴⁾。この場合、史料上の制約から詳細については残念ながら知ることができなかったが、もし、このような変化がツンフト全般とまではいかなくとも、少くとも都市の経済発展を推進する輸出工業関係の諸ツンフトで認められるとすれば、先述のようなツンフト制度論に依拠した諸説は大幅な修正を迫られることになる⁵⁾。

以下、これまでドイツや我国の学界で定説の地位をかちえてきた W. ゴムバルトの《生業説 Nahrungsprinzip Theorie》を始めとする⁶⁾、

ツンフト制度に関する主要な学説に検討を加えることを通じて、問題の所在を明らかにすることから始めよう。

第1章 学説史的検討と問題の所在

ゴムバルトの《生業説》については、もはや説明の必要はないと思われるが、ここでは以下に見る批判的諸説との関連で問題点をより鮮明にするために、その骨子だけを示しておきたい。それは、ツンフト規約を主たる史料基盤としながら以下の主張を展開している。すなわち、親方手工業者の共同体としてのツンフトは、対内的には成員相互間の最大限の形式的平等の達成を、対外的には当該職種の営業独占を志向しており、ことに市場の狭隘化する中世末葉には、興隆し始めた農村工業からの側圧も受けながら、小生産者利害擁護の姿勢を露わにしていたと言うのである。

ところで、この《生業説》も、定説の地位にあったとはいえ、ドイツ学界では早くから様々な形で批判にさらされてきた。なかでも1932

4) 前掲拙稿「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程」51-4頁。

5) ここで、まず想起されるのが、周知の大塚史学的構想であろう。そこではまず、都市・農村関係が、それぞれの領域で展開する資本範疇や経営形態、あるいは、それぞれの領域が志向する市場構造など、全ゆる経済部面に対立するものとして捉えられ、次いで、とりわけ都市については、専ら農村を舞台として展開したとされる近代的進化に対するその阻害的性格が強調される。そして、都市のもつそうした性格を力説する際に、繰り返し引き合いに出されるのが、所謂《前期的資本》とこのツンフト制度であった。(大塚久雄教授の諸論文、就中、「近代欧州経済史序説」著作集 岩波書店 1969、第2巻所収。「近代資本主義の系譜」著作集3巻所収。「近代の歴史的起点——とくに市場構造の観点からする序論——」著作集5巻所収)。

6) Sombart, W., *Der moderne Kapitalismus*. Bd. I, 2. neugearb. Aufl., München-Leipzig 1916. ゴムバルト説を継受した主要な研究だけを挙げて、ドイツでは、Kötzschke, R., *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*.

Jena 1924, Sieveking, H., *Geschichte der gewerblichen Betriebsformen und der zünftigen, städtischen und staatlichen Gewerbepolitik*. in: *Grundriss der Sozialökonomie*, IV, Tübingen 1923, Kulischer, J., *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit*. Bd. I, München 1928 (伊藤・諸田訳「ヨーロッパ中世経済史」東洋経済新報社1975)、日本では、諸田実「中世都市とギルド制度——ドイツを中心とした概観——」大塚他編西洋経済史講座I、岩波書店 1960 所収、伊藤栄教授の前掲諸論文、などがある。なお、これら定説に対する批判的見解として、イギリスの Bristol を素材としながら、中世から市民革命に至るまで、ツンフト制度が親方層分解などの内発的契機により発展的に解体を遂げていく経緯を克明に跡づけた優れた研究がある。坂巻清「イギリスにおけるクラフトギルドの崩壊過程——Bristol の場合——」(上)(下) 研究年報「経済学」1973。

年 E.ケルターが *Schmollers Jahrbuch* 誌上に発表した論文¹⁾は、35年の同誌上でのケルター、A.ボレンホーベン間の論争の口火となり²⁾、ひいては、社会経済史研究の大家 F.リュトゲが「ゾムバルトの見解は、それによって新たな議論の対象となった」³⁾と評している通り、《生業説》再検討の先鞭となったという意味で極めて重要である。その後、この論争は、リュトゲ自身が14世紀ミュンヘンの価格政策に関する個別研究を手に参加したのを始め⁴⁾、戦後にも東独の A.ラウベが豊富な史料を駆使

した研究を発表する⁵⁾など展開を見せ、今日では、東西両ドイツの概説書にもその成果が盛り込まれている⁶⁾。そこで以下では、批判的諸説のうち、それぞれ戦前・戦後を代表するケルター、ラウベの見解を瞥見することで、定説に含まれる問題点を明らかにすることから始めたい。

1. ケルターは、生産諸条件などに関する、職人・仕事場数の制限や加入強制などの諸規定は、定説によって強調された程一般的には確認されないことを、ケルンの史料を用いながら例証したのに続いて、自説を積極的に《利潤志向 Gewinnstreben》説として、《生業説》に対置していくが、その議論の中で本稿にとって重要なのは、《生業説》の史料的根拠を鋭く問題した点である。すなわち、ケルターは規約の多くが、ツunftの要請とは全く別途に、都市当局によって一方的に付与されている事実注目し、それを13世紀以降頻繁に見られるようになる価格公定策などと同様に、当局のツunftに対する監視強化策の一環として捉え、次いで当局側からのこうした干渉を招いた要因を、最大利潤の実現を目指してツunftに結集した親方手工業者の利潤志向から説明する。

2. 同一ツunftの成員相互間にも広汎な財産分化が存在したことは、早くから知られており⁷⁾、《生業説》に対する有力な反証とされて

1) Kelter, E., Die Wirtschaftsgesinnung des mittelalterlichen Zünftlers. in: *Schmollers Jahrbuch*, 56, 1932.

2) Vollenhoven, A., Die Wirtschaftsgesinnung des mittelalterlichen Zünftlers. Eine Kritik an Kelters gleichlautenden Aufsatz. Kelter, Der Wirtschaftsgesinnung des mittelalterlichen Zünftlers. Erwiderung an Vollenhoven. 両論文は、in: *Schmollers Jb.*, 59, 1935 所収.

3) Lütge, F., Die Preispolitik in München im hohen Mittelalter. Ein Beitrag zum Streit über das Problem «Nahrungsprinzip» oder «Erwerbsstreben». in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 153, 1941, S. 162.

4) リュトゲは、ミュンヘン価格政策を分析することで、それがケルターの主張するように、手工業者の利潤志向の抑制を目的としたものであるのか否かを検討している。リュトゲに従えば、都市領主利害を代弁するミニステリアル層と遠隔地商人とが議席を独占していた、14世紀ミュンヘン市参事会の政策的介入の意図は、次の点にあったと言う。すなわち、この時期においても、未だ貨幣計算などの技術に十分精通していなかった手工業者等、都市下層民を政策的に指導することで、経済生活の領域に「支配と秩序 Herrschaft und Ordnung」を確立すると。従ってリュトゲは、ケルター説の論拠自体が動揺していると言うのだが、それがゾムバルト説の牧歌的性格を鋭く問題にした点については、積極的に評価している。他方ゾムバルト説についてリュトゲは、それがもはやそのままの形で受け入れられないとしながらも、生業概念をより柔軟に考えるという限りで、基本的には《生業説》に与していると言える。Lütge, a. a. O., S. 165 f.

5) Laube, A., Wirtschaftliche und soziale Differenzierung innerhalb der Zünfte des 14. Jahrhunderts. in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, 5, 1957.

6) 西ドイツについては、Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*. 3. Aufl., Berlin-Heidelberg-New York 1976, 東ドイツについては、Stern, L. und Voigt, E., *Deutschland von der Mitte des 13. bis zum ausgehenden 15. Jahrhundert*. 2. veränd. Aufl., Berlin 1976, だけを挙げておく。

7) Bücher, K., *Die Bevölkerung der Stadt Fran-*

きたが、メクレンブルク諸都市を対象として、この方向での研究を深化させたのがラウベである。ラウベは、そこに保存された租税台帳などの史料、就中手工業者の遺言状を分析することによって、親方各人につき、生産用具・仕事場の所有状況など、資産構成の詳細を明らかにした。そして、この分析結果に基づいて彼は、まず、そのような財産分化が、ゾムバルトによっては、「若干の手工業者は、いつも生業の枠を越えることを志向しており、経営を拡大して、彼等の経済活動によって利潤を取得していた。それは事実だが、このことは、原則からの例外が常に存在することを確認したに過ぎないのであり、従ってここでも例外が原則を確認する」⁸⁾として、単なる例外として片付けられてきたような限度を越えて進展していたことを指摘し、さらに、こうした分化の要因をケルターの《利潤説》と結びつけて説明している。

これらの諸説は、確かに、定説を根底から覆したとは言いがたいが、少なくとも以下の2つの問題の所在を明らかにした点では、積極的寄与をしたと認めなければなるまい。

その第1は、史料処理の仕方に関わる問題であって、それ自体2つの次元の問題を含んでいる。すなわち、これまで定説が依拠してきた規約分析方法——各々の都市やツンフトの置かれている政治的・社会経済的状況は極めて多様であるにも拘らず、ある都市の・あるツンフトの・ある年代の・ある規約の・ある条項をアット

ランダムに抽出して、それらを寄木細工的に集め合わせてツンフト制度像を組立てる方法——は、静態的で平均的なツンフト制度像を得るためには有効であるとしても、ツンフトの変容過程の追究といった動態的把握に際しては、誤った帰結へと導く危険性を孕んでいるおそれがある。さらに、ツンフト規約そのものの性格に関わる、より根本的な点であって、もしケルターの言うように、規約の多くが手工業者の要請とは無縁な、従って、都市当局による一方的押付けの産物だとすれば、規約即手工業者利害という定説の暗黙の前提自体が動揺を来すことになり、その際には、規約の分析に先立ってまずその性格を見極める必要が出てくる。従って、問題とされるツンフトの置かれた社会経済的状況、就中市場の動向と関連しての当該ツンフトが代表する工業部門の在り方を十分に考慮に入れて、規約そのものが如何なる政策主体の作成になるものかを明らかにしなければならない。これまでの規約分析方法に対する以上の省察の上に立ちながら、中世後期ツンフト制度の変容過程を追究していくことが、本稿の第1の課題となる。

第2に、ツンフト成員間に存在する財産分化の問題に関しては、確かに、ここでの議論とは一応別個の関心から出発したとはいえ、近年とみに盛んになってきた都市の社会構造の研究が注目される。それは、比較的史料が豊富な14・5世紀以降について、様々な経済構造をもつ都市を取り上げ、そこにおける諸階層の具体的存在態容などを解明してきており⁹⁾、その成果に鑑みると、手工業者間の財産分化の存在

hfurt a. M. im Mittelalter. Bd. I, Tübingen 1886, Eulenburg, F., Zur Bevölkerungs- und Vermögensstatistik des 15. Jahrhunderts. in: Zeitschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, III, 1895, Schönberg, G., Finanzverhältnisse der Stadt Basel im 14. und 15. Jahrhundert. Tübingen 1879.

8) Sombart, a. a. O., S. 34.

9) Mayer, Th. (Hrsg. von), Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa. Vorträge und Forschungen, XI, Konstanz 1966, 所収の論文参照。

自体を否定したり、あるいは、それを例外と片付けたりすることは、もはや不可能であるように思われる。しかしながら、一步進んで、このような財産分化を惹起・促進した要因如何という問題をも考慮した場合、ツンフトの対内的平等維持策によって生産規模の拡大は厳しく制限されたとする《生業説》を暗黙の前提として、専ら一部手工業者による商業兼営、従って商業利潤から説明する見解が、今日定説の地位を与えられているように思われる¹⁰⁾。しかし、前述のように《生業説》も様々な角度から批判・検

討され、もはや従来のままの形では受け入れられなくなった現在でも、依然としてそれを暗黙の前提とする定見の態度こそが問題とされねばならない。そこで、この前提を取除いて考える場合、ツンフト成員の財産分化を担う、手工業者による経営内容の追究が必要となる。

これらの課題に対して、本稿では、ツンフト関係の史料に恵れた、しかも故伊藤栄教授の諸研究によって、従来《生業説》が最も典型的に確認されるとされてきた、ドイツ最大の中世都市ケルンを対象として取り上げ、とりわけ、15世紀以降輸出産業の中核としてケルンの経済的發展を担っていく絹、バルヘント（経糸：麻、緯糸：棉）工業に素材を求めながら、アプローチしていきたい。

第2章 ツンフト規約の性格規定をめぐって

本稿で分析対象となるバルヘント織布工ツンフト・絹織布工ツンフトの諸規約について、前述のケルターの指摘が妥当するの可否かを検討することから始めよう。

(1) この期のバルヘント織布工ツンフトに関しては、1397・1420・1441年の3規約¹⁾が知られている。1397年規約について論ずる場合には、都市内の社会諸階層間の利害対立が極めて尖鋭化していた、14世紀後半のケルンの政治的状況²⁾をあらかじめ念頭に置いておく必要があ

10) その典型として、Maschke, E., *Verfassung und soziale Kräfte in der deutschen Stadt des späten Mittelalters, vornehmlich in Oberdeutschland.* in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 46, 1959 が挙げられる。なお、財産分化と生産分化との関連を指摘した研究として、Jecht, H., *Studien zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte.* in: *VSWG*, 19, 1926 がある（下表参照）。

15・6世紀 Görlitz の毛織物織布工ツンフト成員の財産・生産分化

a) 租税台帳に見られる財産分化

財産（マルク）	1443	1528
0— 10	23(17)*	54(23)*
11— 100	75(55)	82(35)
101— 500	39(28)	73(31)
501—1000		18(8)
1001—5000		7(3)
合計（人）	137	234

b) 1564/65年毛織物検査簿に見られる生産分化

毛織物数（反）	親 方 数
1 — 60	90 (52)*
61 — 120	30 (18)
121 — 180	17 (10)
181 — 240	19 (11)
241 — 300	16 (9)
合 計（人）	172

* カッコ内はいずれも百分率での表示。

（典拠）Jecht, a. a. O., S. 74/77 より作成。

1) これら3規約は、各々 Loesch, H., *Die Kölner Zunfturkunden nebst anderer Kölner Gewerbeurkunden bis zum Jahre 1500.* 2. Bde., Bonn 1907, Bd. I, S. 133, S. 147-50, Bd. II, S. 366-7, に所収。なお、97年規約は、バルヘント・亜麻織布工の両者の結成したツンフトに付与されている。

2) 14世紀後半ケルン政治史については、Hegel, C., *Allgemeine Einleitung zur Geschichte*

る。1370年から一年半余続いた《織布工支配体制》は、翌年の《都市貴族反動》をもって終わるが、その結果それまで手工業者層を政治的に指導してきた（毛織物）織布工ツンフトを始めとして、ツンフト全般に対する当局の監視権が著しく強化された。こうしたツンフトに対する反動的体制に終止符を打ったのが、中世後期ケルンの制度的変革を一応完成したと言われる96年《ツンフト革命》だが、それに続く97・98の両年だけで、バルヘント織布工以外にも33ツンフトが市参事会の承認下に新規約を得ている。こうした事情から判断する限り、97年規約には手工業者利害が比較的良く反映されたと思われるが、この点は、その前文からも読取れるのである。すなわち、『いずれの条項についても、我々市長と市参事会とは、ツンフト成員の協力を得て、一語一語につき共同の福祉 *gemein best* という点に照らし合わせた上で、次のように規定するものなり』³⁾とある通り、この規約は、当局・ツンフトの協議と合意とに基づいて作成されている。しかし、ここでは同時に『今後ある条項につき、それが共同の福祉に反することが明らかとなった場合、それを修正・変更する権限は、我々市長と市参事会とに留保されるものとする』と明記されており、従って、それ以降当局は、掌握した条項新設・改廃権を一方的に行使することが可能となっている。

しかしながら、この点は続く1420年規約については、Loesch 編になる史料集では、前文が省略されているため確認できないが、41年規約になると事情が全く異ってくる。すなわち、

der Stadt Köln. in: *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert.* Bd. 14, Leipzig 1877, などに詳しい。

3) Loesch, Bd. I, S. 8.

そこでは、ツンフト内で生じたバルヘント・亜麻織布工間の係争に対して、『同盟文書 *Verbundbrief* とツンフト規約との規定に従い、両者が一致協力して当職種に従事すべく、我々市長と市参事会とは、以下の通り決定するものなり』とある通り、当局が一方的に追加規定を与えているのである。

(2) 他方、絹織布工ツンフトに関しては、1437・51・69・70・80年の5規約⁴⁾が存在したことは知られているが、現存するのは後3者だけである。

まず69年規約は、その前文に『我々市長と市参事会とは、このツンフトにおいて若干の違反行為を発見したので、都市の名誉 *stede ere* と共同の福祉とのために、61年規約の数条項につき修正・変更を加えた上で、ここに新規約を付与するものなり』と、あるように、また、13～18世紀ケルン絹工業の発達史を跡づけた H. コッホによっても、「69年規約は、その存在を若干の違反行為を発見した市参事会の介入に負っている」⁵⁾と、述べられているように、当局側からの一方的付与という性格を色濃く示しているのである。

翌70年の規約も同様の特徴を持っているが、それにもまして注目されるのが、その3ヶ月後に、当規約に付加された追加条項⁶⁾に付随した次の前文である。『我々市長と市参事会とは、このツンフトの成員に対して、共同の福祉のた

4) 現存する3規約は、各々 Loesch, Bd. I, S. 163-71, 171-2, 172-4, に所収。なお37・61年規約については、69年規約前文に、それらの交付に至る経緯が簡単に述べられていることから、存在だけは知れる。

5) Koch, H., *Geschichte des Seidengewerbes in Köln vom 13. bis zum 18. Jahrhundert. Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen*, 128. Leipzig 1907, S. 36-7.

6) Loesch, Bd. II, S. 423 f..

めに、また絹織物商 *sijdekoufmannschaft* が損失を蒙らないようすべく、以下の諸点を決定した』とあるように、ここでは、当局の介入に際して、共同の福祉なる名目に加えて、商人利害擁護という階層利害が前景に出てきた点が特徴的である。また、80年規約についても、その前文から69年規約の前文とほぼ同様の内容が読取れることから、当局側からの一方的付与という性格がここでも認められると言えよう。こうした点を一層明瞭に示すのが、以下のような1456年市参事会決定⁷⁾である。『絹織布工ツunftは、その職種に関して彼等自身が作成した若干の新しい条項の認可を、我が市参事会に申請してきたが、この件について我々は、それに認可を与えない旨、及び彼等は従来の規約と慣習とに従うべき旨を決定した』。残念ながら、この内容からは、ツunft自身の手になる条項が如何なる問題に関連していたかについては、知ることができないが、いずれにせよ、ツunftが規約中の条項を自律的に修正・変更することを通じて、経済事情の変化などに適宜対応する道を閉ざされていたことは明らかであろう。

(3) このように、14・5世紀バルヘント・絹織布工ツunftに関しては、ケルターによる史料批判の指摘が妥当しているように思われるが、この点は、中世後期ケルンのツunft制度全般で認められる特徴として、H. ロェシュ・伊藤教授によっても言及されている⁸⁾。すなわち、規約中の条項の変更は、定期的開催されるツunft集会の場で成員の票決に基づいて行なわれるという原則は、既に12世紀中葉以降揺らいでおり、条項の修正請求権が当局の手に

留保されていた。こうした傾向は、前記のように1396年《ツunft革命》以降一層強化され、「今や市参事会は、全ての規約につき、その内容を独自の裁量に従って変更する権限を把握する」⁹⁾に至ったのである。しかも、「15世紀の経過するうちに、市参事会の規約作成に対する影響力は増大していく。就中、市参事会は、それまで品質検査をツunftに委ねてきたような、多くの重要な輸出工業を規制し始めた」¹⁰⁾と、ロェシュも述べているように、当局のツunftに対する監視権は、規約＝立法面に止らず、従来はツunft成員間で自律的に選出されたツunft首長によって、自治的に運営されてきた行政面にまで及ぶようになったのである。

ただ、規約の性格を問題とする場合、J. クーリッシャーの言葉を借りれば、「ツunft規約は、慣習法の成文化された規範に他ならず、それは文書に固定されずに数世紀間存在したこともありえた」¹¹⁾と、あるように、規約がそもそも、各職種に関する手工業慣習の明文化という性格を持つことは忘れてはなるまい¹²⁾。しかし、その場合でも、条項の新設・改廃権全般を掌握した都市当局による規約の公認を、ただそれに法的効力を付加するための単なる法手続と見なすこともまた許されないものであって、むしろこの制度を通じて当局の階層利害が規約上に反映されたと言えよう（先に引用した1470年

9) Loesch, Bd. I, Einleitung, S. 86.

10) *Ebenda.*, S. 88.

11) Kulischer, *a. a. O.*, S. 223.

12) ちなみに、1469年絹織布工ツunft規約の前文は、37年規約が交付される間の事情を、『絹織布工は、この職種を長年にわたって愛し・尊びながら営んできたが、都市はそのことによって多大の利益を享受し……』と述べている (Loesch, Bd. I, S. 163)。その内容から判断する限り、絹織布工は規約を受取る以前から独自に共同体を結成して、一定の手工業慣習に従って内部諸関係の調整に当たっていたと思われる。

7) *Ebenda.*, S. 422.

8) Loesch, Bd. I, Einleitung, S. 84f.. 伊藤栄, 前掲「12-16世紀におけるドイツのツunft制度について」。

規約への追加規定の前文参照)。

このように、本稿の分析対象となる諸規約と都市当局(政策主体)の利害との関連が明らかにされたいま、規約の公認や条項の新設・改廃権、さらにツンフト関係の係争に対する裁定権などを有する市参事会・市長権力を、この時期に掌握した社会階層如何という問題が考察されねばならない。

この問題について、ここでは、現在のドイツ学界にあって、それぞれ中世後期ケルンの社会経済史、制度史研究の第一人者である、F. イルジーグラー、W. ヘルボルンの最近の研究¹³⁾に従って瞥見するに止めたい。

先にも触れたが、1396年革命を契機として中世後期ケルンの法制的変革は一応完成したと言われており、それまで二元的構成をとってきた市参事会の一元化・市参事会の都市最高機関としての地位確立などが達成された。このような法制上の変革と並行して、およそ40家門の都市貴族層——彼等は、14世紀中葉以降ほとんど遠隔地商業からは手を引いており、その経済基盤は、主としてブドウ酒・羅紗小売権独占といった都市市場独占や土地・家屋所有に基づくレント収入にあったと言う——による専制的支配体制に終止符が打たれた。しかし、その後——明瞭な形では1410年以降——市参事会・市長

職を掌握することで市政を主導していったのは、表(1)¹⁴⁾が明示しているように、手工業者層ではなく、北海・バルト海方面を主要な活動舞台とする遠隔地商人が結集した《Eisenmarkt》を始めとするギルドに所属する商人層——その多くは、96年以前から大参事会を足場に財政問題を中心として市政にも関与していたと言う——であった¹⁵⁾。

第3章 バルヘント、絹織布工ツンフトの変容過程

本章では、前章で明らかにされた諸点に留意しながら、初めに規約を、次いで裁判記録・市参事会布告などの文書類を分析することを通じて、14・5世紀ケルンのバルヘント、絹織布工ツンフトの変容過程を、主として生産組織の面を中心に具体的に追究していくが、その前に、まず両工業の展開状況を概観し、これらのツンフトが置かれていた経済局面を明らかにすることから始めよう。

13) Irsigler については、Soziale Wandlungen in der Kölner Kaufmannschaft im 14. und 15. Jahrhundert. in: *Hansische Geschichtsblätter*, 92, 1974. Kölner Wirtschaft im Spätmittelalter. in: *Zwei Jahrtausende Kölner Wirtschaft*, (hrsg. v. E. Ennen u. a.) Bd. I, Köln 1975, Herborn については、Zur Rekonstruktion und Edition der Kölner Bürgermeisterliste bis zum Ende des Ancien Régime. in: *Rheinische Vierteljahrsblätter*, 36, 1972. *Die politische Führungsschicht der Stadt Köln im Spätmittelalter*. *Rheinische Archiv*, 100, Bonn 1977, を挙げておく。

14) 表(1)―b) に関して、数字には現われないが、1410年を境として、以下のような顕著な変化が生じていたことを補足的に説明しておきたい。すなわち、1396/1410年に市長職を再度経験した者は見られなかったのであるが、1411年以降には、商人ギルド Eisenmarkt の成員を中心に、特定家門による市長職独占傾向が顕在化している(Herborn, Zur Rekonstruktion, S. 176f.)。

15) なお、1396年革命を契機に生じた、この都市指導層の交替は、これまで都市内の社会諸階層間の関係を考察してきた筆者にとって、看過できない重要な問題を含んでいる。すなわち、それを①長期的に見れば、ただ都市貴族層内部で生ずる、単なる対流現象の一環として捉えるのか、あるいは、②それぞれが依って立つ経済基盤や行動原理などの面で全く型を異にした新しい社会層の台頭として捉えるのか、といった、中世後期の都市の社会的経済的性格規定に関わる問題であるが、これについては、後日稿を改めて検討を加えるつもりである。

14・5世紀ツンフト制度の変容について

表 (1) 14・5世紀ケルンの都市指導層

a) 市参事会の互選による市参事員 Gebrech (13名) の所属

所 属 \ 年 度	1396/1401	1405/1410	1415/1420	1430/1435	1445/1450
商 人 ギ ル ド	33(%)	69	86	79	60
手 工 業 者 ツ ン フ ト	13	9	9	19	22
不 明	54	22	5	2	18

b) 市長職 (2名) を経験した家門の所属

所 属 \ 年 度	1396/1411	1412/1421	1422/1451
Eisenmarkt *	12	12	9
Schwarzhaus *	3		4
Windeck *			2
Himmelreich *			2
Goldschmiede			1
不 明	7	1	1

* は、いずれも商人ギルド

(典拠) a) は Irsigler, F.; Soziale Wandlungen, S. 68 より

b) は Herborn, W.; Zur Rekonstruktion, S. 174/77 より作成。

I. バルヘント、絹工業の展開

ケルンのバルヘント、絹工業は、輸出産業にあって筆頭の地位を占めてきた羊毛工業が、14世紀末葉来イギリスからの競争を始めとする内外の事情に規定されて、織布部門の後退と剪毛・圧絨部門の成長という部門間不均等発展を顕在化させながら漸次後退していく¹⁾ なかで興隆してくるが、とりわけ15世紀末葉には、「羊毛工業の衰退化傾向を相殺してなお余りある」²⁾ と、言われる程の繁栄を示し、輸出工業のリーダーとして都市の経済的發展を推進していく。

ケルンでは、既に14世紀初頭から、北部・中部ドイツ、イギリス、低地地方など遠隔地市場向けにバルヘント生産が行なわれていたが、それが本格的に展開を見せるのは、15世紀に入ってからである(グラフ(1)参照)。すなわ

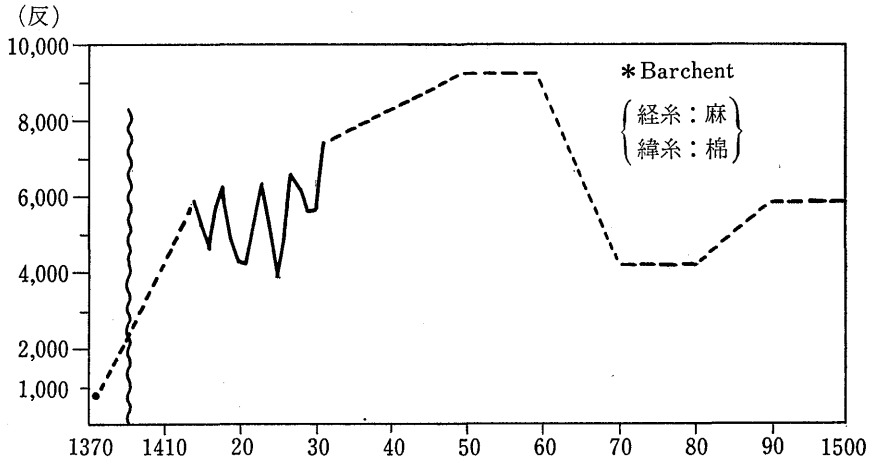
ち、イタリアとイギリス・低地地方とを結ぶ交易路の主流が、ヴェネツィアからフランクフルト(マイン)経由での陸路から、ヴェネツィアからブルージュ・アントワープに向う海路へと移ったことを契機に、レヴァントやインド産の棉花がケルン市場に比較的安定的に供給されるようになったことが、生産量の拡大を促進したと言われている³⁾。こうした状況下において、15世紀中葉に生産のピークを経験したケルンバルヘント工業も、16世紀からは、当時急速な展開を見せ始めた西南ドイツのバルヘント工業からの競争に押されながら、漸次停滞に向うことになる⁴⁾。その際注目されるのが、西南ドイツ産バルヘントにとって、ケルンはイギリス・低地地方との一大仲継市場となっており、し

1) 前掲拙稿「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程」を参照されたい。

2) Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 253.

3) ケルンバルヘント工業に関するモノグラフィは、これまで残念ながら発表されていない。ここでの叙述は、主として、Oberbach, E., *Das Kölner Textilgewerbe von der Wende des Mittelalters bis zum 19. Jahrhundert*. Diss., Köln 1929, に従っている。

4) Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 277 f..



(典拠) 1371, 1414/31 については, Knipping, R.; *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. Bd. I, Bonn 1897, S. 66 f. 所収の年バルヘント税額を反当りの18ペニヒで割って算出した。
また, ----- については, Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 253 による。

グラフ (1) 14・5世紀ケルンにおけるバルヘントの年生産量

表 (2) 15世紀ケルン市場における西南ドイツ産バルヘント取引量 (反)

事 項 \ 年 度	1452/59	1460/69	1470/78	1478/80
取 引 総 量	158,484	204,885	347,985	36,675
年 平 均 取 引 量	19,810	20,489	38,665	18,338
*ケルンの年平均生産量	c. 9,000	?	c. 4,000	

(典拠) Irsigler, F.; *Kölner Wirtschaft*, S. 277。

なお, * は, 同 S. 253 による。

かも表(2)が示す通り, ケルンの年生産量の数倍にのぼる製品が, 特別の規制を受けることもなく流入してきている点である。

ケルンの絹工業は, 刺繍業の形では, 既に12世紀以来知られていたが, 「生糸を加工する狭義の絹工業 (紡績・織布・染色)」⁵⁾ は, 14世紀になって, ようやく確認される。絹工業もバルヘント工業と同様に, メッシナ・ボローニャ等イタリア諸都市やカスピ海西岸 Talanii 地方などの遠隔地に原料供給をあおいでいた関係から, 15世紀初頭の前記のような海上交易路の確

立を契機として, 生産量の飛躍的拡大を経験し, 16世紀前半には頂点に達したと言われている。しかし, バルヘント工業とは違って, 絹織物生産量の推移を直接伝える史料は, 残念ながら存在していないが⁶⁾, ただ1470/79・1491/95年にケルン市場に輸入された生糸量の一部についての記録⁷⁾ (表(3)), あるいは, ケルン製品に

6) ケルンの羊毛・バルヘント工業で14世紀後半以降確認されるような, 製品に賦課される織物税が絹工業に導入されたのは, 1506年になってからである。Knipping, R., *Die Kölner Stadtrechnungen des Mittelalters*. 2. Bde., Bonn 1897/8, Bd. I, 所収の Einleitung を参照。

7) ケルン市場に輸入された生糸は, この時期3ヶ所に設置された都市の秤で計量を受け, それに従

5) Koch, a. a. O., S. 11。なお, ここでの叙述は, コッホの前記の研究に従っている。

14・5世紀ツンフト制度の変容について

として最大の輸出市場となっていたイギリスで、1485年以降国王ヘンリー7世がケルン製品の輸入禁止令を繰返し出している⁸⁾という事情から、15世紀後半の生産拡大の様子的一端を窺うことができるだけである。なお、パリとともにアルプス以北の市場を独占してきたケルン絹工業も、16世紀後半からは、それまで重要な輸出市場となってきた低地地方⁹⁾を始め、フランス・スペインの諸都市が有力な競争相手へと成長するにつれて、確かに、依然としてドイツ国内では16世紀を通じて第1位の地位を確保し続けたとはいえ、次第に後退していく。

II. バルヘント織布エツンフトの変容

A) 中世後期については、前記のように、1397・1420・1441年の3規約が現存するが、そ

ってポンド当たり4ペニヒの輸入税が賦課されたようだが、残念ながら3台の秤について完全な記録が保存された年度はないのであるから、正確な年輸入量も知ることができない。なお、コッホに従えば、輸入生糸のほとんど全てが都市内で加工されたと言う。Koch, a. a. O., S. 17。

- 8) Buszello, H., Köln und England, (1468-1509). in: *Mitteilungen aus dem Stadtarchiv von Köln*, 60, 1971, S. 454 f. を参照。また1487年の禁止令は, Kuske, B., *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. Bd. II, Bonn 1923, S. 533 に所収。

- 9) ケルン絹織物の販売市場としての低地地方の意義については, Van Houtte, J. A., *Die Beziehungen zwischen Köln und Niederlanden vom Hochmittelalter bis zum Beginn des Industriezeitalters. Kölner Vorträge zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, I, Köln 1969, S. 16 f. を参照。なお、この点に関しては、1527年アントワープで発布された法令が興味ある内容を示している。『絹織物については、以下の理由から全くの行き過ぎがある。すなわち、男女を問わず、身分の低い者でもそれを所有し着用しようとしないう者はないのであるから』と。Van der Wee, H., *The Growth of the Antwerp Market and the European Economy, in 14th-16th Centuries*. 3 Bde., Haag 1963, Bd. II, S. 135 所収。

表(3) 15世紀後半ケルン市場における生糸輸入量

年 度	生糸輸入量 (ポンド)		
1470	11316.5		
1471	5077		
1472	4100		
1473	3906.5		
1474	3555		
1475	7234		
1476	7116		
1477	12938.5	24.9**	
1478	13793.5		
1479	19109.5	23.9	
10年間の平均	9839.1*		
1491(8月～)	9592	73.6	15.2***
1492	24690	31.7	43.0
1493	15522	30.5	21.3
1494	22607.5	8.2	72.0
1495	21885	5.7	
4.5年間の平均	20955	24.1	33.6

* 下記の説明参照。

** Lybler 家 (Johann und Jakob) による輸入量の百分率表示。

*** Struys, Heinrich による輸入量の百分率表示。

(典拠) 1470/77 については, Kuske, B.; *Quellen zur Geschichte des Kölner Handels und Verkehrs im Mittelalter*. Bd. III, Bonn 1923, S. 41-73 所収の Verzeichnis der Wage von den Drugwaren 1468/81 より作成。1478,79 の両年については, Kuske, a. a. O., S. 74-99 所収の Verzeichnis von Güter der Eisenwage bei Stundung der Akzise 1478 7.18-1480 9.16 の数字を, 上記史料からの数字に加算した。

* 1468/81 の上記史料には, 輸入年度の記載のない分が 10244.5 ポンドあるが, それを平均値算出の際には加算した。1491/95 については, Kuske, a. a. O., S. 100-142 所収の Wiegeregister der Eisen- und Krautwage 1491 8.3-1495 12.3 より作成。

の中で1397年規約は、96年革命直後に、当局との協議・合意の上で作成されたことから、手工業者利害が比較的良く反映されたと言われて

おり、しかも15世紀初頭から始まる生産の飛躍的拡大に先行する状況を伝えていることから、ツunftの変容過程を考察する上で格好の基準史料となっている。

その97年規約¹⁰⁾の全10条項のうち4条項が、何らかの形で親方手工業者の生産諸条件に関わる規定を含んでいる。まず、入会条件を明記した第1項では、2年間の修業年限を終えた徒弟には、入会金2グルデンを納入することで、成員権と織機1台とが与えられる旨が規定されたのに続いて、『そして、それを越える織機を所有かつ使用せんと欲する者は誰でも、1台につき6マルクを支払うべし』と、述べられており、従って、ここでは生産規模（生産用具所有数）の厳格なる規制は認められないのであって、各成員の実質的能力に応じてある程度自由に、織機を集積することが許容されていたのである。そして事実、第7項に『この職種を3年間営み、かつ4台織機を使用している親方は誰でも、4台目の織機につき都市のために甲冑一式を所有すべし』と、ある通り、4台以上織機を所有する富裕な親方層が存在したのである。このように、この時期については、各成員に所有を許容された生産用具数の規制は比較的緩やかであり、その結果親方相互間に経営規模の分化がかなり進行していたことを、特徴的事実として指摘できよう。

こうした関係は、生産量の拡大期に位置する1420・41年の両規約においては著しく変化してくる。20年規約¹¹⁾は、入会条件を規定した第1項で、『4グルデンによって成員権と最高3台までの織機が取得されうるものとする』と、述べており、ここに初めて、各親方に許容され

る所有織機台数規制が登場する。しかし、この条項を、定説のように、市場の狹隘性に規定された親方手工業者が採用した生業維持策と見なすことは、先述のように、この時期がバルヘント工業にとって急速な生産拡大期に相当していたことを考慮に入れた場合、不可能であると言わざるをえない。

しかし、この20年規約を最も特徴づけるのは、第17項の『自ら経営を行なう者は誰でも、工賃のため um loin wirken には働くべからず。また同様に、工賃のために働く者は、自ら経営を行なうべからず。（そして、これは）聖ヨハネ祭日に始まり・終わる一年間につき（各成員が）選択すべし』という規定である。すなわち、ここでは、1397年時点で見られたような親方相互間の経営規模の分化とは全く質的に異なった、経営に従事する親方織布工と工賃仕事だけを行なう、言わば工賃織布工という両層への親方層の分解が前景に出て来ている点が注目される。確かに、この関係は、各親方に選択権と一年毎の変更可能性が留保されていたことから、未だ極めて流動的であったとはいえ、少くとも、小生産者としての親方手工業者だけを正規の成員とし、その利害を専ら代表してきた古典的なツunft組織が、上記のような親方層分解の結果生じてきた工賃織布工層をも包摂することによって、大きく変容を遂げ始めていたという点は銘記されねばならない。

ところで、これら工賃織布工を利用しながらバルヘント生産を組織した層については、第19項に、『自ら織機で働く者は、どこか他所に仕事を出すべからず』と、あるように、織機所有台数の規制を通じて、生産規模の拡大を大幅に制限された親方織布工ではなく、第18項の『このツunftの成員で、ケルン市民・住民からそ

10) Loesch, Bd. I, S. 133-4 所収。

11) Ebenda., S. 147-50 所収。

の者達の仕事場に来て、そこで古くから慣習として行なわれてきたように、織布などの仕事を行なうべく依頼を受けた者は、それに従うべし』と、いう規定から窺えるように、少なくともツunft組織には所属していない市民・住民層を考えざるをえないのである。

こうした諸関係を一層推し進めて固定したのが41年規約¹²⁾である。まず目を引くのが、用語に現われた『umb loin wirken→loinwirker』¹³⁾という変化である。これは、20年時点では、前記の通り、未だ極めて流動的であった親方・工賃織布工という両層への親方層分解が、ここに固定化されたことを象徴的に表現している。そして、これら工賃織布工については、第5項の『このツunftの工賃織布工は、その者の家族の衣服用にバルヘントを製造する場合に限り、それを行ないうものとする。但し、その場合には、ツunft首長の許可を受くべし』と、いう規定から判断する限りでは、彼等は未だ織機を所有していたと思われるが、既に小生産者としての性格を完全に喪失して、文字通りの Lohnarbeiter に転落していたのである¹⁴⁾。また、これら工賃織布工と親方織布

工、あるいは、非ツunft成員でバルヘント生産を組織する市民・住民との関係についても、20年時点よりも一層明瞭な形で規定されている。すなわち、『このツunftの親方で、自ら経営に従事し、その者の仕事場に3台織機を所有する者は誰でも、工賃織布工に仕事を出すべからず。また工賃織布工は、彼等のために働くべからず』(第4項)とある通り、親方織布工が工賃織布工に対して問屋制的支配を繰広げることが禁止されていたなかで、第3項は、『工賃織布工は、古くからの慣習が示すように、不正を行なうことなく市民・住民のために働くべし』と、工賃織布工とツunft組織外の市民・住民との結びつきも明示している。

次に、このような親方層の分解を前提としながらバルヘント工業の発達を担うことになる、これら非ツunft成員が所属する階層とその経営組織とについて、史料基盤を拡大しつつ検討を加えていこう。

B) この問題に関しては、1449年市参事会がバルヘントの輸出向品質維持を目的として交付した詳細な技術的諸規定¹⁵⁾に含まれる以下の条項が、まず重要な手掛りとなる。『ケルン市民のうちで、工賃を支払ってバルヘントを製造させんと欲する者は誰でも、3台を越える織機で働かすべからず』。この規定に従えば、工賃織布工を雇用しながらバルヘント生産を組織する市民・住民とは、織機を設置した自営作業場を

12) Loesch, Bd. II, S. 366-7 所収。

13) こうした用語の変化は、第3・4・5項で見られる。

14) 念のため一言しておくが、ここに登場した工賃織布工を、その外見上の類似から、K. ビュッヒャーが工業経営形態の史的発展を5段階に分類しつつ論じた際に、手工業 Handwerk に先行する賃仕事 Lohnwerk 段階を特徴づけたとした出職人 Störer と混同してはならない。確かに、両者はともに熟練した技術だけに基づいて、生産用具から原料まで全ての生産手段を提供する顧客の下で《工賃》仕事をするのであるが、前記の20・41年規約が示すように、工賃織布工は、少くとも織機を所有していたわけだから、ビュッヒャーの分類に従えば、既に小生産者＝手工業段階に達していたことになる。従って、彼等は、未だそのような生産用具など経営資本を一切所有しない出職人とは、段階的にも明確に区分され、この時期に進

行した過程は、小生産者の生産手段からの遊離と呼ぶものなのである。Bücher, K., *Die Entstehung der Volkswirtschaft. Vorträge und Aufsätze*. 16. Aufl., Tübingen 1922. (権田訳「国民経済の成立」栗田書店1942)

15) Loesch, Bd. II, S. 368-72 所収。なお、この技術的諸規定には、この時期大量に流入する西南ドイツ産製品に匹敵する輸出向品質の維持を目ざす、仲継商人層の利害が反映しているように思われる。

表 (4) 15 世紀末ケルン市場における輸入棉花の購入者

ランク	人 名	棉花購入量(ポンド)	(%)	* 生産量 (反)
1	Emmerych, H.	4709.5	16.4	628
2	Levendayl, T.	3802	13.2	507
3	Rose, T.	3147	11.0	420
4	Wynterscheyt, H.	1530.5	5.3	204
5	Smalenberch, J. (Weber)	1395.5	4.9	186
6	Smalenberch, H. (Weber)	1120	3.9	149
7	Sytttert, G.	1045	3.6	139
合 計		16749.5	58.3	2233

* c. 1400 の市参事会布告は、長さ56エレ、幅1エレの標準的バルヘントは、反当り7.5ポンドの棉花を含むべき旨を規定しており、ここの生産量とは、購入棉花量を7.5で割って求めたもので、実際の生産量ではない。この布告は、Loesch, Bd. II, S. 360 f. に所収。

(典拠) Kuske, a. a. O., S. 100-142 所収の Wiegeregister der Eisen- und Krautwege, 1491 8.3-1495 12.3 より作成。

経営する織元であった。これら織元についてイルジーグラーは、「15世紀のバルヘント工業においては、商人問屋主 *kaufmännische Verleger* が支配していた。彼等は、通常原料の配分人 *Rohstofflieferant* を置いており、また製品の販売をも担当していた」¹⁶⁾ と、述べて、彼等がケルン市場で棉花を大量に買占めていたことを示唆しているが(表(4)参照)¹⁷⁾、先の規定にある通り、彼等も経営規模の点では、親方織布工と同水準に抑えられていたため、手持ちの全ての原料を自営作業場だけで加工することは不可能であったと思われる。しかも、この15世紀中葉とは、前記のように、ケルンの生産量の数倍に相当する西南ドイツ産バルヘントがケルン市場に流入し始めた時期に当たっていたわけで、こうした事情がイルジーグラーによって強調されたような、親方織布工への問屋制的支配の展開に一層拍車をかけたと言えよう。それ

を裏付けるかのように、15世紀後半以降この問題をめぐって織元・親方織布工間で頻繁に係争が生じて来ており、その度に市参事会による裁定を仰いでいる。その典型を示す1451・97年の市参事会決定¹⁸⁾が両者の関係と織元の経営形態を窺知る上で格好の史料となっている。

51年の文書は、まず係争の発端を、『ツンフトは、ある者が棉花や麻糸を購入し、準備・紡績させ、それをバルヘントに加工させた後で、それを卸売・小売し、そうすることで生計を立て商人となっていることによって、多大の損害を蒙っている旨を訴え出た』と述べたのに続いて、『ケルン市民・住民のうち、ツンフト・ガッフェルンに宣誓を行ない、かつまた我が市参事会の命令・禁令権の及ぶという条件を満足せざる者のためには、それらの仕事を行なうべからず』、という裁定に言及している。また97年の文書は、『バルヘント織布工ツンフトの成員達は、都市内のある者達がバルヘントを投機的に *up financie* 買占め、それを家から家へ

16) Irsigler, Kölner Wirtschaft, S. 252.

17) 表(4)に名が見られる人物の職業については残念ながら確認できなかった。従って、この表の上位者と織元との対応関係も、推測の域を出るものではない。

18) 51・97年の市参事会決定は、各々 Loesch, Bd. II, S. 372-3, S. 375 に所収。

と販売して回ることによって損害を蒙っている旨を訴え出た』と、係争の発端を述べ、次いで、当時取引所において、都市役人の手で実施されていた反当り18ペニヒのバルヘント税徴収を逃れる結果となる訪問販売が厳禁された旨を伝えている。

これらの証言からは次の諸点が確認される。まず、織元の経営形態に関しては専ら問屋制的に組織し、織布工程については、前記のような工賃織布工を駆使した自営作業場に加えて、少くとも一部の親方織布工に対しては買占人的支配を繰り広げながら組織していたのである。また、これら係争に対する市参事会の裁定は注目される。すなわち、それは、ツンフト組織外に身を置く市民・住民のうち市参事会権限の及ぶ範囲の者という条件を満足する限りにおいて（従って聖職者は除外される）、織元層によるバルヘント生産や買占人的支配を合法化したわけで、——これら裁定がいずれもツンフト側からの訴えに基づいて出されている点に象徴的に示されているように、ツンフトは依然として営業独占権を主張していたのだが——これまで加入強制を軸として維持されてきた、ツンフトによる営業独占が大きく動揺したことを意味しているのである。

C) これまでの検討から明らかにされた当ツンフトの変容について要約しておこう。

対内的には、初発は織機所有台数の差異に基づく生産規模の分化という形で現われてきた親方相互間の関係は、15世紀初頭から始まる生産拡大期のうちに漸次質的な変化を遂げ、最終的には、織機を所有して自ら経営に従事する親方織布工と、既に小生産者としての性格をほとんど喪失して、文字通りの Lohnarbeiter に転

落した工賃織布工という両層への分解として固定されるに至った。そして、このような工賃織布工層をも成員として包摂することになったバルヘント織布工ツンフトは、親方手工業者の利害を専ら代表するという意味での古典的ツンフト制度からは、大きく変質していたのである。

他方、対外的には、都市当局が非ツンフト成員によるバルヘント生産を合法化するに及んで、ツンフトがそれまで維持してきた営業独占は著しく動揺を来たしたが、前記のような親方層分解を基礎としながら当該工業の発展を担った非ツンフト成員こそが、商人＝織元であった。

Ⅲ. 絹織布工ツンフトの変容

以下、バルヘント織布工ツンフトの変容過程を検討したのと同様の手続で考察していこう。

A) 15世紀の当該ツンフトについては、前述のように69・70・80年の3規約が現存するに過ぎず、従ってツンフトの変容やそこに展開する経営の在り方などを知ることができるのは、ケルン絹工業が輸出向生産を飛躍的に拡大しつつあった15世紀後半についてだけである。

まず、69年規約¹⁹⁾の第3項の『織布工は、その仕事場に一時に最高4名までの徒弟をかかえ持つことができるものとする』という規定に従えば、各成員に許容される経営の規模は、バルヘント織布工の下で見られた織機所有台数ではなく、使用しうる労働者数の規制を通じて制限されていた。しかし、この徒弟問題に関しては、『織布工は、徒弟や自らの子供に対して、自らの仕事場内かつ自らの費用による以外では、当職種を教授すべからず。但し、市民・住

19) Loesch, Bd. I, S. 163-71 所収。

民のある者が、その者の仕事場においてその者の子供に対してこの職種を、既に修業を終え（成員権を）取得した者の下で学ばせんと欲する場合には、ツunftの干渉を受けることなく、それを行ないうるものとする』（第4項）と規定されている通り、加入強制と並びツunftによる営業独占維持のための重要な支柱となっていた徒弟制度が、——確かに、親方手工業者の手を通じてという条件が付されていたとしても——非ツunft成員の下でも、当職種に習熟した労働力を比較的自由に養成することが可能となったことで、大きく変容を遂げていた点は銘記されねばならない。

しかしながら、この規約では、まだこうした非ツunft成員と織布工との関係というよりは、むしろ織布工と紡績工・リボン（snoer）製造工などとの関係の方が重要な地位を占めていたようである。すなわち、後者は、前賃を受けた原料を無断で販売・質入せざるをえない程度までに苛酷な、また現物支給制²⁰⁾を含む劣悪な条件のもとで、前者による問屋制的支配に服していた。就中、紡績工については、『織布工は誰でも、ベギン会・コンベント・修道院などの聖職者達に、紡績仕事を行なわすべく生糸を与うべからず』（第16項）と、ある通り、またこの時期には、この問題をめぐって紡績工と彼

等の間で繰り返し係争が発生しているように、都市内の聖界諸施設に属する豊富な婦人労働力の存在という事情が、紡績工の工賃水準を一層押し下げる上での槓杆となっていたように思われる²¹⁾。

続く70年規約²²⁾は、前年の規約に次の条項が付加されただけではあるが、それは極めて興味ある内容を示している。『織布工と当職種に従事する者達（職人・徒弟）とは、絹織物を機械的に買占める旨を知っているか、あるいは、その旨を人から伝え聞いたような人物に対しては、絹織物を販売すべからず』。すなわち、この条項は、織布工と彼等に対して買占人的支配を繰り広げる商人という非ツunft成員との関係を明瞭な形で表現した点で特徴的である。

この70年規約に、さらに、5条項が新たに追加規定された80年規約²³⁾では、親方資格の取得に関連した第5項が、まず注目される。すなわち、『このツunftにあって3年間の修業を終え、しかも自立して経営を行なうことを欲せざる者は、工賃のために働きうるものとする。但し、その者は、修業年限を終えざる徒弟を保持・使用すべからず』と、いう内容をもつ

20) 現物支給制は、繰り返し都市当局によって禁止されたにも拘らず、15世紀を通じて廃止されることはなかった。後述の1490/91年絹工業調査報告書の中では、その実態が以下のように克明に述べられている。『貨幣ではなく、少量の物品、すなわち絹やイギリス産毛織物等で、しかもそれを販売する際の価格よりも1/3～1/4高く評価された価格として支払われている。従って、貧しい紡績工は、ただ飢餓と渇きのためだけに紡ぐだけであり、彼等は織布工から、せいぜい141/2～15マルクでしか販売しえない絹を、19マルクとして受取っている』。(Loesch, Bd. II, S. 428)

21) 紡績工と聖界諸施設との間の係争は、1456年市参事会が前者からの申請に基づき各施設毎に厳格な生産量規制を設定した(Loesch, Bd. II, S. 422)にも拘らず、15世紀を通じて繰り返し生じている。しかし他方、15世紀の生産拡大期に、そのような施設の婦人労働力への依存度を高めざるをえない事情がケルンにあった、ということも忘れてはならない。まず、1412/13年の市参事会布告(Loesch, Bd. II, S. 418-9)に従えば、燃糸生産のための紡車 rad の製造や設置は厳禁されており、従って生産用具の改善を通じて、増大する需要に対応することは不可能であったし、また1429年以来外国産燃糸の輸入も禁止されており(Loesch, Bd. II, S. 421)、燃糸輸入量の増加によって対応する道も閉ざされていたのであるから。

22) Loesch, Bd. I, S. 171-2 所収。

23) Ebenda., S. 172-4 所収。

この条項は、確かに、バルヘント織布工ツンフトの場合ほど用語的に明瞭ではないとしても、一方には、徒弟をかかえ経営に従事する親方織布工、他方には、修業年限を終えても親方資格を得ることも徒弟を使用することも許されず、専ら工賃のためだけに働く工賃織布工、という両層への親方層の分解を固定した点で重要である。ちなみに、コッホもこの条項について、「多数の織布工達は、もはや親方資格の取得を考えることはできなかった。いまや彼等は、工賃織布工 Lohnarbeiter という特別の層 Stand を形成したのである」²⁴⁾と、述べている。また、この親方層分解の問題と関連して注目されるのが、次のような第11項である。『このツンフトの成員は誰でも、自らの織物を染色すべからず。それらは、規定（69年規約第9項）に従って絹染工の下に染色に出さるべし』。この規定から判断すれば、前述のような親方層分解と並行して、同じ親方織布工の内部においても、既に織布工程に加え染色工程の一部をも経営に組み込み始めた有力成員と一般成員との分化が進行しつつあったと言えよう。

ところで、69・70年の両規約は、ツンフト組織外にあって独自に徒弟労働力を養成し、また織布工に対して買占人的支配を展開する商人層の存在を示唆していたが、第23項にある『紡績工のうちで、織布工以外の者のために紡績仕事をこなしていることが発見された者には、それ以降紡績仕事を出すべからず』、という規定をも考慮に入れるとき、これら商人層は、紡績工を問屋制的に支配しながら、養成した徒弟労働力に基づいた自営作業場をも経営する、商人＝織元という姿をとって現われてくるようである。

ある。

次に、以上の規約分析結果を踏まえながら、15世紀ケルン絹工業の発展を担った親方織布工と商人＝織元とが組織した経営形態について、裁判記録などの史料をもとに検討していこう。

B) ④ この問題を考察する上で第1級の史料となっているのは、当時の絹工業事情に最も良く精通した市参事会員 Gerhard von Wessel が、1490・91年に市参事会に提出した調査報告書²⁵⁾であり、その第1項では、『この条項（先に引用した69年規約の第4項）は、全体ではなく、ただ少数者だけの利益に帰している。すなわち、年間2～3000グルデンの生糸を供給できるほどに富裕な4～6名だけの利益となっている。そして、他の者達は誰も、徒弟や自らの子供達に修業を積ませ保持することができないでおり、ツンフトにあって（徒弟や成員の子供は）ただ織布工＝織元 houftsijdmacher の下だけで保持されている。また、当職種の修業を終え親方としての技倆を有している名誉ある者達も、（所詮は）自らの下で行なわせうるよりは、はるかに良く修業させうるのであるから、徒弟や自らの子供達を、他の有力な erbere 市民の下へ出さざるをえない状況では、織布工＝織元の下で保持されざるをえない

25) Loesch, Bd. II, S. 425-8. なお、その報告書第1項の解釈をめぐるのは、W. シューンフェルダーとイルジーグラーとの間で決定的対立がある (Schönfelder, *Die wirtschaftliche Entwicklung Kölns von 1370 bis 1513*. Köln-Wien 1970, S. 35-41. Irsigler, *Kölner Wirtschaft*, S. 252 f.). すなわち、前者がその信憑性を主張するのに対して、後者はそれが事態を誇張して伝えており、実際には親方織布工の自立性はもっと高かったと論じている。筆者は、表(5)の数字が報告書の内容ともほぼ合致していることなどから判断して、前者の説をとっている。

24) Koch, a. a. O., S. 41-2.

のである』と報告されている。これからは、先述のような親方層の分解が一層進行して明瞭な形をとって現われてきている点が確認される。すなわち、年間1万マルクを越える原料を購入・供給する経済力を持ち、かつまた、徒弟はもちろんのこと他の成員の家族労働力をも集積した、ほんの数名の『Hauptseidmacher』と呼ばれる織布工＝織元と、一応は親方資格を有してはいるが、徒弟や家族労働力さえも十分に保持することもできないでいる親方織布工、それに前記の規約で確認されたように、修業年限を終えたにも拘らず親方資格も取得できず、ただ工賃のためだけに働く工賃織布工、という3層への分解がそれである。

⑤ このような親方層の分解は、織布工＝織元にとって、また前記の商人＝織元にとっても経営を組織していく上で不可欠の前提条件となったのであるが、次に、これら兩類型の織元が組織した経営形態の具体的な在り方を知る上で格好の史料となっている 1490・92 年の文書に検討を加えていこう。

前者は、絹染工 H. Clocknergasse の仕事場に対して、巡回検査官（ツンフト首長 4 名と市参事会員 1 名）が行なった立入検査の際に、彼等が押収した絹織物の返還如何をめぐる、市参事会が取り行なった事情聴取の記録であり、当事者 4 名の証言集という形をとっている²⁶⁾。その内容を要約すれば以下ようになる。

1. Engelbrecht Engels に属する 49 反の絹織物が没収された。2. Kerp gyn の妻という標示のある数反の絹織物が、『輸出向品質 koufmansgoit』にあらざる劣悪品として一時的に押収されたが——この事情聴取はその返還

をめぐる行なわれた——それらの織物は、『絹染工 Clocknergasse の仕事場に、Kerp gyn の妻のために製造した若干の絹織物・リボンを染色のため持込んだ』という、絹織布工（親方）Poetzgyn による証言が明示している通り、Kerp gyn 自身が製造したものではなかった。3. 立入検査の際に染色桶が引っくり返され、数多くの絹織物が投げ出されたことで、H. Lybler も多大な損害を蒙った。

これらのうち第 1、3 点には、後ほど触れるので、ここでは第 2 点の意味を強調しておきたい。表(5)から明らかなように、1491/95 年ケルン市場に輸入された生糸量の 2 割弱に相当する 18140 ポンドを購入した Kerp gyn の妻は、最大級の織布工＝織元として、次に示すような方法で親方織布工に問屋制的支配を繰り広げていたのである。すなわち、まず前貸した原料から織物を製造させ、次いでそれを絹染工の下へ染色仕上に出させ、さらに Kerp gyn の標示を付させた後にそれを回収する、という方法がそれである。

⑥ 上述の史料に登場した Engelbrecht Engels については、1492 年絹織布工ツンフトと Engels 夫妻との間に生じた係争に対して市参事会が下した裁定²⁷⁾が、興味ある事情を伝えている。

この係争は、ツンフト側が、『Engelbrecht とその妻 Fygin とは、ケルン市内の他の織布工＝織元と同様に、準備・織布・染色などを行なわせることで、当職種を営んでいる』と主張して、非ツンフト成員による営業独占の侵害を理由として市参事会に訴えを起こしたことに端を発したのだが、これに対する市参事会の裁定

26) Loesch, Bd. II, S. 428-30.

27) Ebenda., S. 430-1.

14・5世紀ツンフト制度の変容について

表 (5) 15世紀末ケルン市場における輸入生糸の購入者

ランク	人 名	生糸購入量 (ポンド)	(%)	価 格 表 示* (マルク)	年 平 均
1	J. Kerpen=Kerpgyn **	18140	19.2	36280	8062
2	Cathringen z. Roten Tur ***	17885	19.0	35770	7949
3	Peter Cleymens	5040	5.3	10080	2240
4	Eyffgyn Meydmans	4462.5	4.7	8925	1938
5	Mettel a. d. Hühnermarkt	3867.5	4.1	7735	1719
6	Derich Haveren **	3807	4.0	7614	1692
7	Heinrich Lybler (Kaufmann)	3091	3.3	6182	1374
合 計		56293	59.6	112586	25019

* 1487年の一ハンザ商人 J. Westfelynck の証言に従えば、ケルン市場で生糸はポンド当り 23-24 シリングの価格であったと言う。価格表示では、それを24シリング=2マルクとして、購入量に掛け合わせた。その証言は、Loesch, Bd. II, S. 576/77 に所収。

** その者の妻が織布工なる者。

*** 織布工。

(典拠) 表 (4) に同じ。

を要約すれば以下の3点となる。

1. ツンフト首長(巡回検査官)は、彼等から没収した絹織物を、彼等に損害を与えないような形で返済すべきこと。2. 次の条件を満足する限りにおいて、Fygin は、他のツンフト成員と同様に、この職種を営みうる。条件; ①店舗を構えることなく扉を閉ざした仕事場内で営むこと。②徒弟を採用してこの職種を教授しないこと。③但し、修業年限を終えて当職種に熟達した者(工賃・親方織布工)については、他の織布工=織元と同様にそれを雇用・保持しうる。3. ツンフト首長には、他の成員の仕事場に対してと同様に、彼等の仕事場に対して、立入検査権およびそれに付随した罰金徴収権の行使が認められること。

この裁定によれば、前述のように遅くとも1490年からは、ツンフトに属することなく絹織物生産に従事してきた Engels 夫妻は、それ以後もツンフトに加入することなく、しかもツンフトからの規制も立入検査など極めて限定された部面でしか受けることもなく、経営を組織し

ていくことを認可されたのである。裏返して言えば、市参事会が下したこのような裁定は、ツンフトが主張してきた営業独占に終止符を打ったという意味で、極めて特徴的であろう。

C) これまでの分析結果を総合すれば、この時期の絹工業の発達を担った織元の2つの型が浮び上ってくる。

第1類型は、前述の Kerpgyn の妻や Cathringen²⁸⁾ (表(5)参照) に代表されるような、親方層分解の結果生じてきた織布工=織元である。彼等は、次のような形で経営を組織していた(図(1)参照)。ケルン市場へ輸入された原料を大量に買占めた彼等は、まず、それを現物支給制を含む劣悪な条件で、紡績工や聖界諸施設の婦人労働力を駆使しながら、撚糸に加工させる。次いで、これら撚糸は、一方では、集積された徒弟労働力と工賃織布工とを基礎として編成された自営作業場で加工されるが、また他方

28) この Cathringen は、1491年に小アジア産の絹織物染料 Gallen を368ポンドも購入しており (Kuske, *Quellen*, Bd. III, S. 104), かなり手広く染色業も営んでいたように思われる。

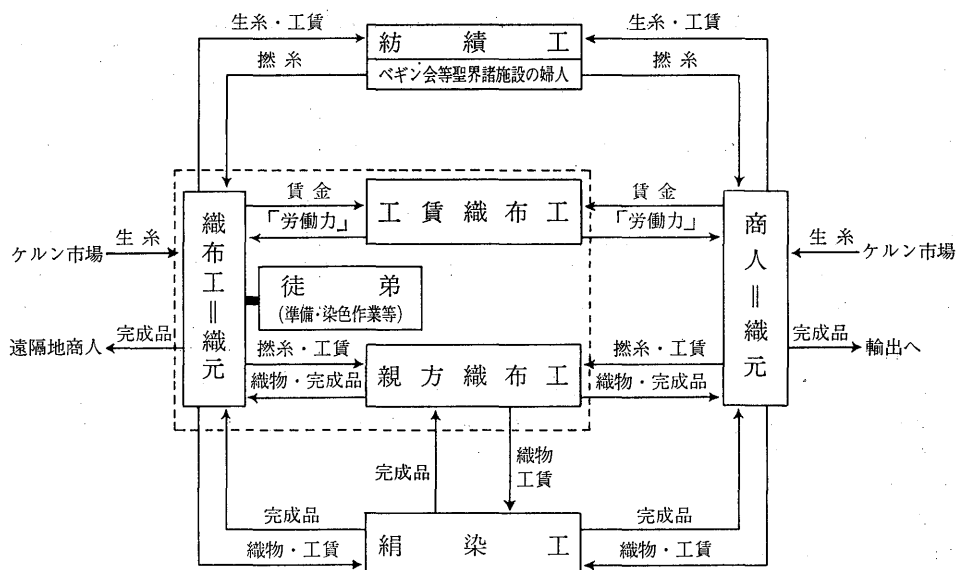


図 (1) 15 世紀末ケルン絹工業における生産組織

では、先に見たように親方織布工にも前貸されたのである。ただその場合銘記されねばならないのは、コッホも「1経営当り使用される工賃織布工の数は制限されていなかった。それ故、ここに初めて経営を自由に拡大する可能性が生じてきたのである。15世紀末葉には加工を要する膨大な生糸量があって、より大規模な経営が要請されていたが、それはいまや可能となった」²⁹⁾と、述べているように、織布工程について経営上の中軸は、あくまでも自営作業場の方にあったという点だ。

こうして織り上げられた織物のうち一部は、既に染色工程をも包摂していた自営作業場において仕上げられたとしても、まだかなりの部分が、当時比較的自立性が強かったと言われる絹染工³⁰⁾の下へ仕上げに出されていたようだ。

29) Koch, *a. a. O.*, S. 42.

30) コッホに従えば、絹染工は、初発から織布工とは別個のツンフトを形成しており、さらに「後には、問屋主として紡績・織布業と染色業を結合する者も現われてきた」と言われる程、経済的自立性が強かった。Koch, *a. a. O.*, S. 30 f.

染色仕上げを施された絹織物は、その主要な輸出市場イギリス・低地地方との取引に従うケルンの遠隔地商人に販売される。

第2類型は、Engels 夫妻や H. Lybler³¹⁾に代表されるような、ツンフト組織外に身を置きながら経営に従事した商人＝織元であるが、原料購入量から判断する限り(表(5)参照)、経営規模という点では第1類型の織元より、はるかに下位に位置していた。その経営形態について見ると(図(1)参照)、紡績・染色工程に関しては、第1類型の織元とほぼ同様の特徴が見られる。ただ Engels の場合、1493・94の両年で絹織物染料 Gallen を538.5ポンドも購入したこと³²⁾が知られていることから、染色工程も

31) Lybler については、羊毛・綿・毛織物・絹織物・チーズ・米・硝石・ロウなど極めて多様な商品を、しかも大量的に売買していたことが知られていること(Kuske, *Quellen*, Bd. II, S. 60, 79, 83, 86 f.)から判断して、その経営の中心は、絹工業ではなく、仲継商業にあったと言えよう。

32) Kuske, *Quellen*, Bd. III, S. 140, 148.

経営に組込んでいたと思われる。織布工程について、彼等は、確かに一方では、親方織布工に対して製品の買占人としての支配を展開していたが、他方、親方層分解の結果生じてきた工賃織布工や自らの下で養成した徒弟——もっとも織布技術の教授に当たったのは親方織布工であったが——を使用しながら組織した自営作業場が、経営の重要な拠点となっていた点は看過されてはならない。そして、製品の遠隔地諸市場への輸出には、彼等自身があたっている。

D) とところで、15世紀後半の史料を中心として絹工業をリードする2種類の織元を検出してきた我々にとって看過できない問題として1506年追加諸条項（規約）³³⁾がある。それは、コッホが、「中世の絹工業組織は、1506年追加諸条項によってその終結点に到達した」³⁴⁾、あるいは、「1506年以降、ツunft成員は一般に彼等の所有する原料だけを加工することを許されたのである。絹織布工親方達は、それ以降保持することになる、極めて自立的な地位を確保するに至った」³⁵⁾と、言っているように、この規約を契機に織元から親方織布工へという推進主体の交替が生じたとする見解が有力だからである。ところで、コッホがこの点を強調する際に繰り返し引き合いに出すのが、全17項よりなる当規約のうち、以下の内容を示している第3項であるが、まずその検討から始めよう。

『このツunftの全ての成員は、宣誓の上次のことを遵守すべし。自己の所有にあらざる生糸に加工を施すべからず。また、それを加工するに先立って、Iserwagen（都市の秤）におい

て都市の徴税吏 Zynsmeister による計量と証書を受け、それに従って都市会計局へ税 Ax-cyse を納入すべし』。この規定が厳格に実施された場合には、確かに、原料前貨を通じた織元による親方織布工に対する問屋制的支配は、打撃を受けたであろうが、コッホ自身も織元経営の中核であると述べている、あの集積した工賃織布工・徒弟労働力を駆使する自営作業場には、何ら影響はなかったはずだ。この問題についても、コッホ自身が挙げている資料が格好の素材を提供している。

それは、1513/80年に絹織布工ツunftに登録された親方・徒弟数に関する記録³⁶⁾である。すなわち、ここに登録された親方222名につき徒弟700名の配分状況を見ると、まず77名の親方は、ひとりの徒弟も保持しておらず、そして残念ながら、コッホは他の145名の親方に関する詳細な記述はしていないものの、「徒弟は、その他の親方の間に極めて不均等に配分されていた」³⁷⁾と、述べたのに続いて、4名の親方が各々20名の徒弟を、また1人の親方は21名もの徒弟を保持していたことを指摘している。従って、親方総数の2.3%に相当する5名の親方に、徒弟労働力の14.4%が集中しており、しかも34.7%の親方は全く徒弟を保持していない状況にあったわけだから、この時期についても、15世紀後半と同様に、集積した徒弟労働力と親方層分解の結果生まれてきた工賃織布工とを基礎として、大規模な自営作業場を営む織布工＝織元が絹工業を指導していたと見なすのが適切であろう³⁸⁾。

33) この追加諸条項は、Koch, *a. a. O.*, S. 94-9に所収。

34) Koch, *a. a. O.*, S. 63.

35) Ebenda., S. 55.

36) Ebenda., S. 68-9.

37) Ebenda., S. 68.

38) このように、1506年規約は、コッホが主張したような、推進主体のドラスティックな交替をもたらさなかったとしても、その後の絹工業の展開に

E) これまでの検討を通じて明らかにされた絹織布工ツunftの変容について要約しておく。

対内的には、先のパルヘント織布工ツunftで見られた以上に徹底した形で、親方層分解が進行していた。すなわち、徒弟労働力はもちろんのこと、他の成員の家族労働力をも集積しながら、自営作業場を拠点として生産を組織するほんのひと握りの織布工＝織元、親方資格は有してはいるものの徒弟や家族労働力さえも十分に保持できずに、織元による問屋制支配に服す

としては、極めて重要な影響を及ぼしたように思われる。すなわち、これまでケルン絹工業にとって生糸供給の仲継地として、またイギリスと並ぶ輸出市場として決定的重要性を有していた低地地方の諸都市が、「ケルンの最も危険な競争相手」(Koch, a. a. O., S. 67) に成長しつつあった16世紀初頭には、ケルンも次のような品質維持策などを通じて、積極的対応を迫られていた。『それによって商人が損害を蒙らないように』(第11項)、『輸向品質にあらざる劣悪品を生み出さないため』(第4項)という名の下に、使用原料に関して詳細な規定が行なわれ、——生糸(第4～8項)、染料(第11～14項)——、さらに市参事会員の手による厳格な検査制度が導入(第15項)され、この政策の徹底した実現が計られている。

しかし、当規約は、このような市場競争力保持を目標とした厳格な品質維持規定と並んで、この努力を相殺する効果をもつ、次の諸規定を含むことをもう一方の特徴とする。それは、前記の第3項、あるいは、その前文にこれまでの規約には全く見られなかったような、財政問題を中心として市参事会の監視に当る44人委員会の名が挙げられた点に象徴的に示されているように、これまで他の繊維工業部門に比して税制上優遇されてきた(本章の註6)参照)絹工業に対しても、織布工・染色工に負担を強いる様々な税が導入されたことである(第3, 6, 14項)。この課税策は、1471/75年 Neuß 戦争を契機に莫大な債務を余儀なくされたケルンの財政的逼迫という、都市共同体全体の要請に基づいて導入されたとはいえ、国際的にも厳しい状況下に立たされていたケルン絹工業にとっては、生産コストを押し上げ、市場競争力の低下に拍車をかけ、16世紀中葉以降顕在化していく生産量低下の遠因となったことも否定できないのである。(ケルン財政制度問題については、前掲拙稿「中世後期のケルン財政構造」を参照)。

る親方織布工、修業年限を終えても親方資格も得られず、徒弟労働力を保持することも許されず、専ら織元のための工賃仕事に従う工賃織布工、という3層への分解がそれである。そして、遠隔地市場を対象とした輸向生産を中心に発達を遂げてきたケルン絹工業にあって、この時期の当該ツunftが代表した利害は、他ならぬ織布工＝織元のそれであったわけで、従って上記のような親方層分解が進行するにつれて、親方手工業者の利害を専ら代表するような古典的ツunft制度は、大きく変容を遂げていったのである。

対外的には、非ツunft成員の下での徒弟労働力の養成が合法化され、またツunft内部で進行した上記のような広汎な親方層分解を前提として、商人＝織元が生産を組織することが市参事会によって認可されに及んで、ツunftが徒弟制度や加入強制を通じて維持してきた営業独占は、大きく動揺を来たしたのである³⁹⁾。

結 び に か え て

本稿では、これまで定説が依拠してきた史料分析の極めて静態的な方法、あるいは、より根本的に、史料(＝規約)自体の性格規定に関わる問題点を明らかにすることから出発し、次いで、それらに対する省察の上に立ちながら、14・5世紀ケルンのパルヘント、絹工業関係の諸史料を分析することで、中世後期ツunft制度の変容過程を具体的に追究してきたが、以下、そこで得られた諸結果に基づいて、当初提示しておいた課題に解答を与えることで結びに

39) ケルン絹織布工ツunftでも、典型的なツunft政策が確認されると主張された伊藤教授にあっては、ここに挙げた諸点は全く看過されている。前掲伊藤「ドイツ都市工業の展開」61-9頁。

かえたい。

(1) 中世後期ツンフト制度の変容過程を問題とする場合には、これまでそれを専ら親方手工業者＝封建的小生産者利害墨守姿勢の顕在化という方向で捉えてきた定説によっては、全く看過されてきた以下の事情を、まず考慮に入れておかねばならない。

すなわち、①対内的には、この時期に急速かつ広汎に進行した親方層分解の結果として、既に小生産者としての性格を喪失して、文字通りの *Lohnarbeiter* に転落した工賃織布工から、彼等を雇用しながら大規模な輸出向生産を組織する織元に至るまで、全く性格を異にした諸層がツンフト成員となり、しかもその中でほんのひと握りの織元がツンフト利害の代表者となったこと、②対外的には、ツンフトが当該職種の営業独占権を主張するなかで、規約作成（＝立法面）などを中心にツンフトに対する監視権を強めていた都市当局が、非ツンフト成員による当該職種の経営や徒弟の養成を認可したことで、加入強制・徒弟制度などを通じてツンフトが維持してきた営業独占も、大きく動揺していたこと、がそれである¹⁾。

1) 誤解を避けるために、ここで一言しておくが、筆者は14・5世紀ケルンのバルヘント・絹織布工ツンフトで確認された、親方層分解や営業独占の動揺、といった対内的・対外的諸変化が、他職種あるいは他都市のツンフト全般で等しく見られると言うつもりは全くない。この点について、14世紀中葉以降のツンフトを、次に示すような、各々発展方向を異にした2グループに大別して考えるリュトゲの見解に則して簡単に述べておきたい。①閉鎖的傾向を強めることで営業独占を維持せんとする在来的手工業関係のツンフト、②家内工業 *Hausgewerbe* へと編成替えされていく輸出工業関係のツンフト (Lütge, *Deutsche Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte*, S. 260-1)。上記のような諸変化は、②グループ、従って都市の経済発展を推進する輸出工業関係の諸ツンフトでは、かなり一般的に認められると考えられる。ところで、これまでの定説は、前述のような規約分析の極め

このように、中世後期のツンフト制度は、共同体構成員の性格の多様化と営業独占権の動揺とに象徴されるように、定説が主張したのとは全く異った方向へと変容を遂げていくが、それを、《生業説》、《利潤説》という論争に則して言えば、次のようになるだろう。

前述のように、親方層の分解が進行するなかで、大規模な輸出向生産を組織する織元層がツンフト利害の代表者となったということは、ツンフト制度が全体として、ケルターの主張した方向へと変質していることを示唆するようだ。しかし、また一方では、既に小生産者としての性格を喪失した工賃織布工に対しても、彼等がツンフト成員である限りは、たとえ現物支給といった劣悪な賃金形態においてではあっても、その生活の再生産を最低限保障するという原則が、ツンフト制度の基底に依然として存続していた、ということも否定できないのである。こうした原則を、G. フォン・ペロウの「手工業者の要求の最小限 *Minimum* としての生業」²⁾ という表現に倣って、《最低限の生業原則》と呼ぶとすれば、《利潤志向》的方向性を強く示したこの時期のツンフト制度にあっても、こうした意味での《生業》原則は生き続けていたと言えるだろう。

以上のように、ツンフト制度が、この時期にその内外で生じた諸変化に規定されて、新たな段階に入ったことは明らかだとしても、そのことから直ちにツンフト制度の崩壊について論ずることは許されないように思われる。そのため

て静態的方法に依拠しながら、①グループで認められる方向での変化を、ツンフト制度全般に適用して考えてきたわけで、こうした態度にこそ問題があると言わざるをえないのである。

2) Below, G. von, *Probleme der Wirtschaftsgeschichte*. 2. Aufl., Tübingen 1926, S. 411.

には、中世末以降本格化していく遍歴職人問題に象徴的に示されるような、ツンフト制度の基底にある上記の《最低限の生業原則》自体の動揺が問題とされねばならないが、それはもはや本稿の射程外にある。すなわち、ツンフト制度の崩壊を問題とする場合には、本稿で主たる対象とした、親方手工業者という正規の共同体成員相互間の諸関係に加えて、数の上ではその数倍にも達する職人・徒弟の問題、就中親方と彼等が取り結ぶ家父長制的諸関係が合わせ検討されなければならないわけだが、この問題については、後日稿を改めて論じてみたい。

(2) 手工業者相互間に存在する財産分化に関しては、この時期にツンフト内部で進行した広汎な親方層分解に基礎づけられながら、多様な態容をとって現われてくる生産規模の格差が、その重要な一契機となっていたということは、これまでの検討から明らかにされたと思われる。そこで、ここでは、中世後期ケルンのバルヘント・絹工業の発展を担った織元層が組織した経営の形態とその性格規定とについて検討を加えることを通じて、16・7世紀イギリス羊毛工業を舞台とした場合、大塚教授によっては、基幹工程（織布）＝問屋制度＝前期的資本という図式の下に捉えられてきた所謂《都市の織元》の問題を考察しておこう³⁾。

3) ここでは、大塚・矢口教授の論争に端を発した周知のマニファクチュア論争——そこでは、主として《農村の織元》の経営形態（マニユか問屋制か、分散マニユか集中マニユか）、あるいは基幹工程の所在（織布か紡績・仕上か）という問題をめぐって議論が展開された——に関する主要な研究を挙げるにとどめる。大塚久雄「農村の織元と都市の織元——16・7世紀イギリス羊毛工業における織元の2つの型——」（著作集第2巻所収）、同著作集5巻所収のマニファクチュア関係の諸論文。矢口孝次郎「16・7世紀ヨークシャーにおける織元の経営形態とその発展」（矢口編「イギリス資本主義の展開」有斐閣1957、所収）。

その際、まず銘記されねばならないのは、ここに登場した織元層はいずれも、彼等の経営の基礎に、親方層分解が進行する過程で生まれてきた工賃織布工層、すなわち、既に小生産者たる性格を喪失して Lohnarbeiter 化した手工業者層、を据えていたという点である。従って、バルヘント工業の商人＝織元の場合のように、経営全体の中で占める比重という点では問屋制的関係が優勢であったとしても、自営作業場で彼等が工賃織布と取り結ぶ関係は、《資本・賃労働関係》という呼称に価するのであるから、その前期的性格を一方的に強調することは許されまい。

絹工業の第1類型の織布工＝織元の場合には、確かに、一方で、紡績工程や織布工程の一部が問屋制的に組織されていたとしても、他方、経営の中軸を形成する自営作業場では、集積した徒弟労働力（16世紀中葉には20名を越える例も知られている）と工賃織布工とを駆使しながら、織布・染色工程が大規模に組織されていたのである。従ってこの自営作業場は、そこで展開する協業の規模と分業の在り方という両面から見て、マニファクチュアの呼称に価する諸特質を備えていたと言えよう。また、生産に占める地位の点では、はるかに下位にあったとはいえ、第2類型の商人＝織元の経営についても、第1類型とほぼ同様の特徴が認められるのであるが、ただ非ツンフト成員たる彼等は、自営作業場への立入検査など、極めて限定された部面でツンフトからの規制を受けたに過ぎず、従って比較的に自由な関係下に経営を組

山之内靖「イギリス毛織物工業におけるマニファクチュアの経営形態——西部型織元経営の分析」（同著「イギリス産業革命の史的分析」青木書店1966、所収）。坂巻清「近世ウィルトシャーの毛織物工業」（土地制度史学、50号、1971年）。

織できたという点の特筆されねばならない。

本稿では、これら《都市の織元》の対極に位置する《農村の織元》は、考察の枠外に置かれていたのであるから、結論には当然慎重でなければならないが、少くとも14・5世紀ケルンのバルヘント・絹工業を例とした場合、《都市の織元》は大塚教授が強調されたのとは全く異

った経営形態と性格とを示していたと言える。すなわち、既に小生産者としての性格を喪失した工賃織布工を駆使しながら、大規模な輸出向生産を組織するこれら織元の経営は、前期的資本というよりは、むしろ《近代的》商人資本としての性格を色濃く示していたのである。